



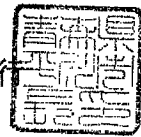
平川市告示 6 号

企画提案方式による公募について

平川市ふるさと納税推進業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次の通り告示する。

令和 6 年 1 月 1 9 日

平川市長 長尾 忠行



平川市ふるさと納税推進業務公募型プロポーザル募集要領

平川市ふるさと納税業務公募型プロポーザル募集要領は、平川市がふるさと納税に関する業務を委託する事業者の募集や選定に関して、必要な事項を定める。

1 目的

ふるさと納税推進事業において、その業務の一部を委託することにより、業務の確実な実施を行うとともに、寄附者への訴求力を高めることで当市の魅力を P R することを目的として、事業者の募集を行う。

2 業務の概要

(1) 業務名 平川市ふるさと納税推進業務

(2) 業務内容

別紙「平川市ふるさと納税推進業務委託仕様書」のとおり。

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式により最適の提案をした者を優先交渉権者とし、本市と契約内容の協議をおこなうものとする。なお、優先交渉権者との協議において、両者が合意に至らなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。

(4) 履行期間

契約した日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(契約締結の日から令和 6 年 5 月 3 1 日までは、業務開始準備期間とす

る。)

(5) 提案限度額

寄附金額に対する単価契約とし、寄附金額の6%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。なお、返礼品及び返礼品発送経費並びに寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書に係る経費は実費とする。

(6) 業務担当

担当課 平川市総務部政策推進課広報広聴係

担当者 廣瀬陽史（ひろせあきふみ）

住所 〒036-0104 青森県平川市柏木町藤山25番地6

連絡先 TEL 0172-44-1111（内線1529）

0172-55-5737（直通）

FAX 0172-44-8619

Email furusato@city.hirakawa.lg.jp

3 参加資格

本事業に参加できるものは、以下の要件をすべて満たしている者とする。

(1) 企画提案書締切日において、令和5年度平川市入札参加資格者名簿（物品・役務）に登載されていること。

(2) 公示日において、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア このプロポーザルの実施公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

イ このプロポーザルの実施公告の日以降に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

(4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。

(5) 直近3年間において、地方公共団体と契約を行った実績を有すること

4 スケジュール

(1) 内容及び期日

ア 募集要領等の公表（市ウェブサイト上） 令和6年1月19日（金）

イ 質問の受付締切 令和6年1月31日（水）17時まで

ウ 参加表明書の提出期限 令和6年1月31日（水）17時まで

- エ 質問回答日 令和6年2月5日（月）
- オ 企画提案書の提出期限 令和6年2月13日（火）17時まで
- カ 第1次審査（書類審査）結果通知日 令和6年2月19日（月）
- キ 第2次審査（プレゼンテーション審査） 令和6年2月22日（木）
- ク 結果通知 令和6年2月28日（水）

(2) 準備期間 契約締結から運用開始まで

(3) 運用開始日 令和6年6月1日（土）～

※各期日については、事務上の都合により変更することがあります。

(4) 参加表明

本公募型プロポーザルに参加する意思がある場合は、令和6年1月31日（水）17時（消印有効）までに、参加表明書（様式1）、会社概要調書（様式2）及び財務状況のわかる直近の書類（任意様式）及び租税公課を滞納していないことがわかる公的証明書類（租税公課の納税証明書等、提出前1か月以内に発行されたもの、写し可）を提出するものとする。なお、参加表明書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式5）を提出すること。

(5) 質問の受付及び回答

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

ア 企画提案質問書（様式6）の提出

(ア) 提出期限 令和6年1月31日（水）17時

(イ) 提出方法 電子申請システムで受け付ける。

(ウ) URL https://apply.e-tumo.jp/city-hirakawa-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11652



※電話での質問は不可。質問がない場合の提出は不要とする。

イ 企画提案質問書（様式6）の回答

(ア) 回答日 令和6年2月5日（月）

(イ) 回答方法 参加表明書を提出した者すべてへ電子メールで送付する。

(ウ) 留意点 なお、質問に対する回答は、本業務の実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は修正とみなす。

(6) 企画提案書の提出

ア 期限 令和6年2月13日(火)17時必着(持参又は郵送)

イ 提出物 下記のとおり。なお、1事業者当たり、提案は1件とする。

(ア) 審査書類及び企画提案書等提出書(様式3)

(イ) 企画提案書(様式4、A4縦左綴じ。表紙以外は任意様式)

企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

なお、記載内容が必須記載事項のいずれかに該当するか分かるよう、必要記載事項の文言を見出しに用いるなど工夫すること。

① 本業務の業務計画及び実施体制について

A 具体的な目標寄附件数、目標寄附額を明記し、それを達成するための取り組み等を具体的、且つ簡潔に記載すること。

B 寄附申込からの決済処理、返礼品等発送までの流れについて

C 返礼品の管理体制及び配送遅延等のトラブル対応について

D 返礼品提供事業者からの相談に応じられる体制について

E 業務責任者、業務担当者の経歴

F 契約締結日からの履行スケジュールについて

② リスク対応

個人情報漏えい防止のための対策とその運用、不測の事態が生じた場合の対応方策について。

③ ふるさと納税事業に関するコンサルティングについて

より多くの寄附につなげるための当該事業の分析、改善提案等を具体的に記載すること。

④ 返礼品の発掘等について

本市の魅力や地域性を踏まえた返礼品の企画、発掘方針を具体的に記載すること

⑤ 寄附者からの問い合わせ対応等について

寄附者からの問合せやクレームへの対応マニュアル等を記載又は添付すること。

⑥ 寄附者への関係書類の送付について

寄附者へ発送するお礼状、受領証明書、希望者に対するワンストップ特例に基づく申請書等の発送事務のフロー(処理スケジュールを含む)を記載又は添付すること。

⑦ ふるさと納税事業に関するPR

当該事業のプロモーション計画を記載すること。

⑧ その他自社の優位性について

他のふるさと納税一括代行事業者と比べた自社の優位性について

具体的に記載すること。

⑨ 見積価格・見積内訳（任意様式）

受託期間内の寄附件数17,000件、寄附総額を250,000,000円とした場合の総額及び寄附金額あたりの%で記載し、返礼品の送料、お礼状の郵送料及び関係書類発送に係る委託料並びに寄附金税額控除に係る申告特例通知（ワンストップ特例申請）に関する郵送料及び委託料は1件あたりの金額を記載する。

但し、内訳を記載すること。また、寄附1件当たりの処理金額と固定費を分けたものを別途提出すること（任意書式）。

【参考】令和5年12月末現在

- ・返礼品応援事業者数 50事業者
 - ・返礼品数 400品（総務省承認分）
 - ・寄附金額及び件数
- | | | |
|-------|---------|-----------|
| 令和2年度 | 15,080件 | 237,663千円 |
| 令和3年度 | 18,567件 | 275,216千円 |
| 令和4年度 | 17,024件 | 259,946千円 |

(ウ) その他、企画提案の説明に必要な資料

ウ 企画提案書の形式

(ア) 用紙サイズはA4判とする。

※図表等の場合はA3可、折込必要

(イ) 提出部数は、7部とする。（正1部、副6部）

エ 提出先 問い合わせ先へ持参もしくは郵送にて提出すること。

オ その他

提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。ただし、情報公開請求があった場合には平川市情報公開条例に基づき対応する。

(7) 第1次審査（書類審査）

第1次審査は、平川市ふるさと納税推進業務委託受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）事務局により行う。企画提案書の提出事業者が5者を超えた場合は、上位3者を第2次審査（プレゼンテーション審査）参加事業者とする。

ア 選考方法

(ア) 審査は次に示す評価配点により、総合的に、公平かつ客観的な審査を行うものとし、選定委員会事務局による採点の合計点が点（満点の6割）を最低点とし、36点未満の事業者は失格とする。

① 業務計画及び実施体制について 【25点】

② 寄附者からの問い合わせ対応等について 【20点】

③ 寄附者への関係書類の送付について 【5点】

④ 見積価格・見積内訳 【10点】

(イ) 合計点数が同点の者が複数いた場合は、同点の業者複数を選定する。(この場合、3者を超える場合もある)

イ 結果通知日 令和6年2月19日(月) ※予定

ウ 方法 第1次審査の候補者に電子メールにより通知する。

エ その他

第1次審査の点数については、第2次審査の点数に加算する。(第1次審査以降提案内容の変更は認めない)

(8) 第2次審査(プレゼンテーション審査)

選定委員会委員を審査員とし、各提案事業者からの提案についてのプレゼンテーションを受け、その内容等について審査を行う。(なお、プレゼンテーションの会場に審査員以外の実務担当者等が入る場合があり、実務担当者等は審査権を持たないが、提案内容についての質問等を行う場合があるので対応すること)

ア 日程 令和6年2月22日(木) ※予定

イ 場所 平川市役所 3階 庁議室

ウ 実施時間 時間は30分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

(ア) 準備 5分

(イ) プレゼンテーション 20分

(ウ) 質疑応答 10分

エ 選考方法

(ア) 審査項目は、次に示す評価配点により、総合的に、公平かつ客観的に審査を行うものとし、第2次審査(プレゼンテーション審査)の合計点に第1次審査(書類審査)の得点を加点し、総合得点が最多得点の者を受託候補者として選定する。

① リスク対応について 【10点】

② ふるさと納税コンサルティング及び
返礼品の発掘等について 【40点】

③ ふるさと納税事業に関するPRについて 【20点】

④ その他自社の優位性について 【20点】

(イ) 総合得点が同点である場合は、第2次審査の合計得点が最多得点の者を受託候補者とする。

(ウ) 総合得点が同点で、第2次審査の合計得点が最多得点の者が2者以

上の場合は、上記（7）の（ア）の①、④、同じくエの（ア）の②、③の合計得点が最多得点の者を受託候補者として選定する。

※なお、参加事業者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、選定委員会で決定するものとする。

オ 留意事項

（ア）プレゼンテーションは、参加申込書の受付順に実施する。

（イ）プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。なお、説明員がリモートで参加することは妨げない。リモートで参加する場合は、本市へ事前に連絡を行うこと。

（ウ）提案書等を投影するディスプレイは、本市が準備する。プレゼンテーション用のパソコン及びディスプレイと接続するHDMIケーブルのOA機器等は、提案者で準備、設置すること。

（エ）原則として、提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消又は変更することができない。

（オ）受付時間までに受付を行わない場合は、参加を辞退したものとみなす。

（9） 結果通知

ア 日程 令和6年2月28日（水）※予定

イ 方法 第2次審査の候補者に電子メールで通知する。

また、選定結果通知日の翌日以降に市ウェブサイト公表する。

※審査経過に関する質問等は、一切受け付けない。

5 契約

（1） 契約手続

本市と受託者は、平川市財務規則に定める随意契約の手続により、改めて見積を行い、契約を締結する。

本業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

（2） 契約保証金

受託者は、契約保証金として業務に要する全体費用の見積価格の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

（3） 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。なお、想定以上の寄附が見込まれる場合は、その時点で協議の上決定するものとする。

(4) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(5) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

(6) 契約不適合責任

本市は、寄附者に対し、返礼品の調達・発送等に係る契約不適合責任を負わない。

また、受託者は、寄附者に対し、返礼品の調達・発送等に係る契約不適合責任を負うものとする。